第２表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数

2023 年 3 月31日現在

サービスの種類（細区分） DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 契約者回線型

事業者名 西日本電信電話株式会社

都道府県 ＼ 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
北海道																																																0
青森県																																																0
岩手県																																																0
宮城県																																																0
秋田県																																																0
山形県																																																0
福島県																																																0
茨城県																																																0
栃木県																																																0
群馬県																																																0
埼玉県																																																0
千葉県																																																0
東京都																																																0
神奈川県																																																0
新潟県																																																0
富山県																8474																																8474
石川県																	9400																															9400
福井県																		4937																														4937
山梨県																			0																													0
長野県																				0																												0
岐阜県																					15255																											15255
静岡県																						36717																										36717
愛知県																							75079																									75079
三重県																								12132																								12132
滋賀県																									10397																							10397
京都府																										28354																						28354
大阪府																											129838																					129838
兵庫県																												52576																				52576
奈良県																													12041																			12041
和歌山県																														6317																		6317
鳥取県																															3168																	3168
島根県																																3929																3929
岡山県																																	16382															16382
広島県																																		26342														26342
山口県																																			9861													9861
徳島県																																				5023												5023
香川県																																					9826											9826
愛媛県																																						8617										8617
高知県																																							4463									4463
福岡県																																								59892								59892
佐賀県																																									6357							6357
長崎県																																										10144						10144
熊本県																																											11862					11862
大分県																																												9368				9368
宮崎県																																													7341			7341
鹿児島県																																														10867		10867
沖縄県																																															8807	8807
合計																8474	9400	4937	0	0	15255	36717	75079	12132	10397	28354	129838	52576	12041	6317	3168	3929	16382	26342	9861	5023	9826	8617	4463	59892	6357	10144	11862	9368	7341	10867	8807	613766

注１　専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
２　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
３　伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
４　品目ごとに別葉とすること。
５　他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
６　新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
７　接続専用回線については、別葉に再掲すること。
８　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
９　記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数

2023 年 3 月31日現在

サービスの種類（細区分） DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 利用回線型メニュー1

事業者名 西日本電信電話株式会社

都道府県 / 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
北海道																																																
青森県																																																
岩手県																																																
宮城県																																																
秋田県																																																
山形県																																																
福島県																																																
茨城県																																																
栃木県																																																
群馬県																																																
埼玉県																																																
千葉県																																																
東京都																																																
神奈川県																																																
新潟県																																																
富山県																0																																0
石川県																	0																															0
福井県																		0																														0
山梨県																																																0
長野県																																																0
岐阜県																					0																											0
静岡県																						0																										0
愛知県																							0																									0
三重県																								0																								0
滋賀県																									0																							0
京都府																										0																						0
大阪府																											0																					0
兵庫県																												0																				0
奈良県																													0																			0
和歌山県																														0																		0
鳥取県																															0																	0
島根県																																0																0
岡山県																																	0															0
広島県																																		0														0
山口県																																			0													0
徳島県																																				0												0
香川県																																					0											0
愛媛県																																						0										0
高知県																																							0									0
福岡県																																								0								0
佐賀県																																									0							0
長崎県																																										0						0
熊本県																																											0					0
大分県																																												0				0
宮崎県																																													0			0
鹿児島県																																														0		0
沖縄県																																															0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１　専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
２　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
３　伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
４　品目ごとに別葉とすること。
５　他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
６　新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
７　接続専用回線については、別葉に再掲すること。
８　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
９　記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数

2023 年 3 月31日現在

サービスの種類（細区分） DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 利用回線型メニュー２

事業者名 西日本電信電話株式会社

都道府県 ＼ 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
北海道																																																0
青森県																																																0
岩手県																																																0
宮城県																																																0
秋田県																																																0
山形県																																																0
福島県																																																0
茨城県																																																0
栃木県																																																0
群馬県																																																0
埼玉県																																																0
千葉県																																																0
東京都																																																0
神奈川県																																																0
新潟県																																																0
富山県																568																																568
石川県																	928																															928
福井県																		100																														100
山梨県																																																0
長野県																																																0
岐阜県																					925																											925
静岡県																						4882																										4882
愛知県																							1032																									1032
三重県																								288																								288
滋賀県																									80																							80
京都府																										966																						966
大阪府																											674																					674
兵庫県																												976																				976
奈良県																													100																			100
和歌山県																														19																		19
鳥取県																															519																	519
島根県																																815																815
岡山県																																	1644															1644
広島県																																		2924														2924
山口県																																			1971													1971
徳島県																																				380												380
香川県																																					81											81
愛媛県																																						942										942
高知県																																							230									230
福岡県																																								1346								1346
佐賀県																																									327							327
長崎県																																										842						842
熊本県																																											901					901
大分県																																												1122				1122
宮崎県																																													494			494
鹿児島県																																														602		602
沖縄県																																															179	179
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	568	928	100	0	0	925	4882	1032	288	80	966	674	976	100	19	519	815	1644	2924	1971	380	81	942	230	1346	327	842	901	1122	494	602	179	26857

注１　専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
２　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
３　伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
４　品目ごとに別葉とすること。
５　他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
６　新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
７　接続専用回線については、別葉に再掲すること。
８　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
９　記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。